

仕入数量、販売数量及び在庫数量の報告(令和8年6月)

(報告対象者→農政局長等(都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官が管轄する区域にあっては当該区域を管轄する地方参事官を経由))

令和8年6月の各数量について、種類・年産・産地別に以下の数量を入力願います。
(6月月初在庫、6月単月の仕入数量・販売数量、6月末在庫)

- 1 国内産の水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(3, 4除く)
 - 2 国内産の水稲もちもみ及び水稲もち玄米
 - 3 政府備蓄米(買戻し条件付き売渡し米穀)
 - 4 政府備蓄米(随意契約による売渡し米穀)
- ※加工用米、新規需要米等を除く
※精米在庫は対象外です

都道府県	業態区分	系統区分	対象者名

- 1 米穀の出荷の事業を行う者(全農・経済連・県単一農協、全集連・県集連)
- 2 米穀の出荷の事業を行う者(単位農協、全集連系業者)
- 3 米穀の出荷の事業を行う者(その他)
- 4 米穀の販売の事業を行う者(うち主に卸売の事業を行う者であって、精米を行っている者)
- 5 米穀の販売の事業を行う者(うち主に卸売の事業を行う者のうち、4を除く)
- 6 米穀の販売の事業を行う者(うち主に小売の事業を行う者)
- 7 外食・中食事業者等
- 8 農業者・農業生産法人

- 1 全農、経済連及び単位農協
- 2 全集連、全集連系県集荷組合及び全集連系業者
- 3 その他

(単位: 玄米換算トン)

種類	年産	産地	6月月初在庫	仕入数量	販売数量	6月月末在庫	備考
1	7	北海道	100	200	200	100	
1	未検査米等	北海道	50	30	50	20	

業態区分、系統区分、種類の詳細は、別表及び「リスト」シートに掲載しています。

「6月月初在庫」+「仕入数量」-「販売数量」=「6月月末在庫」
とならない場合は、「6月月末在庫」欄が着色します。
着色した場合は、数値に誤りがないかご確認ください。

- 注: 1) 業態区分、系統区分及び種類については、別表の区分に従い、該当する数字等を記載する。
- 2) 仕入数量、販売数量及び在庫数量については、次により記載する。
- A 数量の単位は、玄米換算トンとし、小数点第1位を四捨五入する。
 - B 未検査等により年産等の特定が不可能な米穀がある場合は、「年産」欄に未検査米等と記載し、一括して数量を記載する。
 - C 「月初在庫」及び「月末在庫」欄は、次により記載する。
 - a 出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体への売渡委託を行った米穀(集約保管も含める。)は、当該都道府県団体又は全国団体が「在庫」欄に記載する。
 - b 所有権移転が行われた場合でも、荷渡指図書(出庫時に発出する荷渡指図書及び納品書等をいう。以下同じ。)が発行されていない米穀は、「在庫」として整理する。
 - c カントリーエレベーター等において、もみで保管している米穀を含める。
 - d 集約保管数量を含める。
 - D 「仕入数量」欄は、生産者等(農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項の農地所有適格法人をいう。)を含む。)からの購入数量、売渡委託数量、荷渡指図書が発行された出荷業者からの仕入数量(出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体が構成員から売渡委託を受けた米穀の仕入数量を含む。)及び業者間売買数量等を記載する。
 - E 「販売数量」欄は、荷渡指図書が発行された販売数量(出荷業者が構成員となっている都道府県団体又は全国団体への売渡委託を行った米穀の販売数量、実需者に対する販売数量及び業者間売買数量)及びとう精抽出された数量等を記載する。